

南区マスコットキャラクターみなっちイラスト取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、南区マスコットキャラクターみなっちイラスト（以下「みなっちイラスト」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 みなっちイラストは、南区の魅力発信又は区民活動の推進に資することを目的とした活動に使用する。

（使用申請）

第 3 条 みなっちイラストを使用するときは、事前に南区長（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1） 南区又は横浜市の区局等が、広報又はそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- （2） 報道機関がみなっちの広報を目的で使用する場合
- （3） 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- （4） その他区長が使用承認申請を必要としないと特に認める場合

2 前項の承認を受けようとする者は、南区マスコットキャラクターみなっちイラスト使用（変更）申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて南区へ提出する。

- （1） みなっちイラストの使用内容を示す企画書及び完成見本
- （2） その他区長が必要と認める書類

（使用の承認）

第 4 条 区長は、前条の使用申請があった場合はその内容を審査し、当該利用が第 2 条に定める使用目的に合致する場合は、必要な条件を付して使用を承認する。

2 区長は、使用承認を行ったときは南区マスコットキャラクターみなっちイラスト使用（変更）承認書（様式第 2 号）（以下「承認書」という。）により申請者に通知する。

（使用の不承認）

第 5 条 みなっちイラストの使用申請が次の各号に該当する場合は使用を承認しない。

- （1） 法令及び公序良俗に反するとき、又はその恐れのある場合
- （2） 南区の信用又は品位を害するとき、又はその恐れのある場合
- （3） 特定の個人、政党、宗教を支援又は公認する活動、又はその恐れのある場合
- （4） 営利もしくは収益そのものを目的とするとき
- （5） みなっちのイメージを損なうとき、又はその恐れのある場合

(6) その他区長が不相当と認める場合

(使用上の遵守事項)

第6条 みなっちイラストを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) みなっちイラストを使用する場合は原則として「南区マスコットキャラクター みなっち」のキャプションを表記する。ただし、一連の印刷物に複数回使用する場合は、最初に表示するみなっちイラストにキャプションを表記することで2つ目以降の表記を省略することができる。

(2) デザインの変形や色の変更を行わない。また、無断で他の図形等と重ねて使用しない。ただし、縦横比が変わらない場合は縮小及び拡大して使用できる。

2 第4条の規定による使用承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び内容のみに使用する。

(2) 使用承認の権利を譲渡・転貸しない。

(使用の変更)

第7条 使用者は、使用内容を追加または変更する場合は、あらかじめ申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微な変更と認め、変更の届け出を不要と判断した場合はこの限りではない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合にはその内容を確認し、適当と認めるときは承認書により使用者へ通知する。

(使用承認の取消)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、みなっちイラスト使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。

(1) 使用者が本要綱に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽があると認められる場合

(3) その他、区長がみなっちイラストの使用内容が不相当と認めた場合

2 区長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、南区マスコットキャラクターみなっちイラスト使用承認取消書（様式第3号）により使用者に通知する。

3 南区は、使用承認の取り消しにより使用者に生じた損額について、一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第9条 使用者は、事業終了後2週間以内に、南区マスコットキャラクターみなっちイラスト使用報告書（様式第4号）及び、成果物等1点を区長に提出する。

(使用の非独占制等)

第10条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してみなっちイラストを使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、使用者、使用する事業等について南区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 11 条 南区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 12 条 南区は、みなっちイラストの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(管理)

第 13 条 みなっちイラストの管理については南区区政推進課が所管する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、みなっちイラストの使用に関し必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するとともに、南区マスコットキャラクターみなっち取扱要綱(平成 16 年 7 月 1 日施行(南政第 16 号))を同日廃止する。